

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

- ・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、市町村からの住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。
- ・住民基本台帳ネットワークは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視している。
- ・当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態にしている。
- ・生体(手の平静脈)認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録をされている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっている。
- ・システム利用者には、住基法に基づく守秘義務を課すとともに、システムの操作履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っている。

## 評価実施機関名

群馬県知事

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

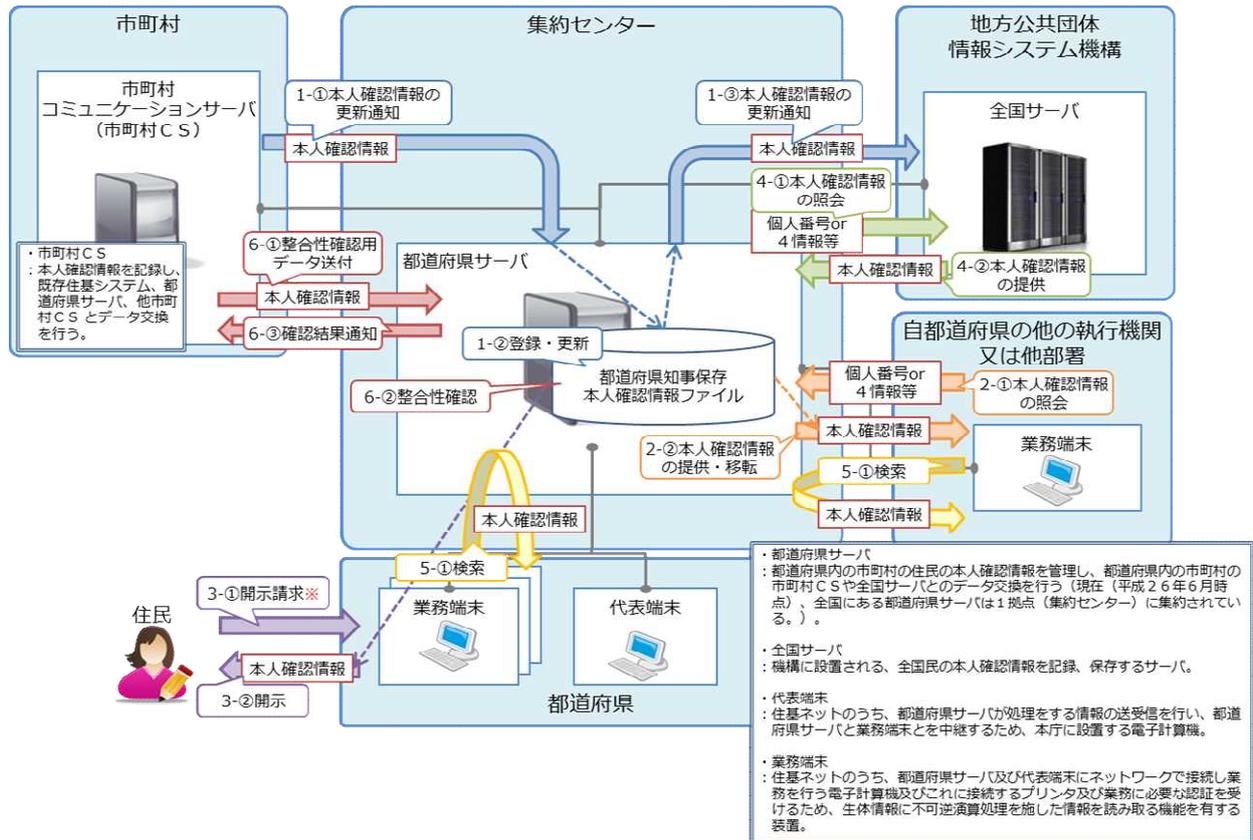
## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



3. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>群馬県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住民基本台帳ネットワークシステムを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</p> <p>③群馬県の他の執行機関又は他の部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。</p> <p>⑤住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた添付書類（住民票の写し等）の省略が図られ、住民の負担軽減（各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約）及び行政の合理化につながるが見込まれる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条（住民票の記載事項）</li> <li>・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報）</li> <li>・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）</li> <li>・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）</li> <li>・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報）</li> <li>・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）</li> <li>・第30条の13（都道府県の条例による本人確認情報の提供）</li> <li>・第30条の15（本人確認情報の利用）</li> <li>・第30条の22（市町村間の連絡調整等）</li> <li>・第30条の32（自己の本人確認情報の開示）</li> <li>・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）</li> </ul>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市町村課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
-	

**(別添1) 事務の内容**



**(備考)**

- 本人確認情報の更新に関する事務
  - 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
  - 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
  - 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。
- 群馬県の他の執行機関への情報提供又は他の部署への移転
  - 群馬県の他の執行機関又は他の部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
  - 群馬県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。  
 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。  
 ※群馬県の他の執行機関又は他の部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合（注1）には、群馬県知事又は照会元において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携（注2）により行う。  
 （注1）群馬県の他の執行機関又は他の部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。  
 （注2）媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
- 本人確認情報の開示に関する事務
  - 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける（※特定個人情報を含まない）。
  - 開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。
- 機構への情報照会に係る事務
  - 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
  - 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
- 本人確認情報検索に関する事務
  - 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。
- 本人確認情報整合
  - 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
  - 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
  - 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	群馬県内の住民 ※群馬県内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。なお、住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において、群馬県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月8日
⑥事務担当部署	総務部市町村課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( ) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
②入手方法	[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 市町村CSを通じて入手する。 )

③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住民基本台帳ネットワークシステムで管理する必要があるため、市町村から都道府県へ、都道府県から機構へと通知がなされることとされているため。	
⑤本人への明示	都道府県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。	
⑥使用目的 ※	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において、群馬県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部市町村課
	使用者数	<p style="text-align: center;">[ 10人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上</p>
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。</li> <li>・群馬県の他の執行機関又は他の部署からの本人確認情報の照会要求を受け(群馬県の他の執行機関又は他の部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→群馬県の他の執行機関又は他の部署)。</li> <li>・住民からの開示請求に基づき(住民→群馬県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面等により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。</li> <li>・4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</li> </ul>	
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・群馬県の他の執行機関又は他の部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。</li> <li>・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。</li> <li>・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。</li> </ul>
	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	平成27年7月8日	



④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	群馬県情報公開条例に基づく開示請求	
⑥委託先名	株式会社ジーシーシー	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ ] 再委託する [ ] 再委託しない <div style="text-align: right;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 再委託する 2) 再委託しない         </div>	
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	・代表端末及び業務端末等の機器の運用支援に関する業務 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 4 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	地方公共団体情報システム機構	
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)	
②提供先における用途	群馬県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由及び異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <div style="text-align: right;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )	
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。	

<b>提供先2</b>	群馬県の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	・住基法第30条の15第2項第1号(本人確認情報の利用) ・住基法第30条の15第2項第2号(本人確認情報の利用)及び群馬県住民基本台帳法施行条例(以下「住基条例」という。)第5条(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)
②提供先における用途	・住基法別表第6に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。 ・住基条例別表第3に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	群馬県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時
<b>提供先3</b>	住基法上の住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時
<b>提供先4</b>	群馬県内の市町村の執行機関(住基条例に基づく協定締結市町村のみ)
①法令上の根拠	住基法第30条の13第1項(都道府県の条例による本人確認情報の提供) 住基条例第2条(本人確認情報を提供する市町村の執行機関及び事務)
②提供先における用途	住基条例別表第1に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	群馬県内の市町村の執行機関(住基条例に基づく協定締結市町村のみ)からの情報照会の要求があった都度、随時。
<b>移転先1</b>	群馬県の他の部署(税務課など)
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基法第30条の15第1項第1号(本人確認情報の利用)</li> <li>・住基法第30条の15第1項第2号(本人確認情報の利用)及び住基条例第4条(本人確認情報の利用に係る事務)</li> </ul>
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基法別表第5に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。</li> <li>・住基条例別表第2に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。</li> </ul>
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	群馬県の他の部署からの情報照会の要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</li> <li>・群馬県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所に保管する。</li> </ul>
②保管期間	期間 [      20年以上      ] <選択肢> 1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年 4) 3年                              5) 4年                              6) 5年 7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性 ・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考	

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番
25. 旧氏 漢字
26. 旧氏 外字数
27. 旧氏 ふりがな
28. 旧氏 外字変更連番

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて、市町村からの連絡によって、本人確認情報の削除等を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを（※）用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。</li> <li>・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。</li> <li>・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。</li> </ul> <p>※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと団体内統合利用番号連携サーバーとの接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	都道府県サーバと庁内各業務システムとの接続は行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・新たに操作権限を発行する際には、事前に書面で届出を行い、システム管理者からの承認がない限り、登録しない。 ・異動、退職等により操作権限を失効させる際には、事前に書面で届出を行い、システム管理者が権限の削除についてチェックを行う。削除履歴についてはシステム上に記録する。
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・必ず個人に対して操作権限を発効し、共用IDの発行は行わない。 ・操作者の権限に応じてアクセス権限が付与されるように管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により不正な操作の疑いがある場合には、本人への聞き取り調査等により確認する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム管理者も含め、システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システム利用職員へのセキュリティ研修を定期的に行い、事務外での利用禁止等について周知する。 ・職員以外の委託先等の従業者については、契約の中で個人情報の取扱いについて定め、事務外での使用を禁止している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外は、情報の複製を行えない仕組みとする。 ・定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。

- ・業務端末は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・業務端末のディスプレイには、覗き見防止フィルタを装着する。
- ・業務端末は、移転・提供先の業務においての必要性を踏まえて設置を検討する。
- ・本人確認情報が表示された画面の印刷は事務処理に必要な範囲とし、印刷した記録を管理し、廃棄、保管を適正に行う。
- ・統計処理を行う場合、その必要性について十分検討を行い、作業内容を記録する。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前にシステム管理者の承認を得ることとしている。
- ・システムの稼働確認など、端末操作でのエラーやトラブル等についての記録を残し、必要な検証を行う。
- ・本人確認情報の開示・訂正の請求及び本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託内容に応じて、必要な社会的信用と能力を確認し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。</li> </ul> <p>(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施及び集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。</li> <li>・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき、平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。</li> <li>・そのため委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。</li> </ul>
-------------	---

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[ 制限している ] <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span></p> <p>1) 制限している <span style="margin-left: 100px;">2) 制限していない</span></p>
-----------------------	--

	具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象としており、委託先には、特定個人情報ファイルの閲覧・更新権限を与えていない。</li> <li>・操作履歴により、不正な使用がないことを確認する。</li> <li>・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> </ul> <p>(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を与えていない。</li> <li>・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> <li>・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> </ul>
--	----------	--



再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>再委託を行う場合は、委託の内容及び再委託先に対する監督方法について委託元から書面を提出させ、審査している。</li> <li>再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。</li> <li>機構と再委託先の契約においては、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
委託先1の再委託先の選定については、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会(都道府県の各ブロックから推薦された新潟県、長野県、富山県、和歌山県、香川県、愛媛県、岡山県および福岡県により構成)が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転記録(日時、操作者等)をシステム上で管理し、記録を保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの、提供・移転が認められなかった場合についても記録を保存する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転は、番号法、住民基本台帳法及び群馬県住民基本台帳法施行条例並びに群馬県個人情報保護条例の規定により認められる事項のみとし、住民基本台帳ネットワークシステムを使用して提供・移転を行うものとする。操作権限の付与に際しては、利用課所からシステム管理者への利用事務の内容も含めた申請が必要となり、システム管理者は、定期的にシステム内の権限付与の状況を確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	全国サーバーと都道府県サーバーとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、群馬県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録を残す。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することがシステム上担保される。</li> <li>誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(全国サーバー)と都道府県サーバーとの間の通信では、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>媒体連携を行う際の紛失や盗難等のリスクに対し、以下の安全対策措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>媒体連携は、複数の職員で対応する。</li> <li>使用する媒体は専用の媒体とし、パスワードロックや暗号化等セキュリティ機能付き媒体を使用する。</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。また、集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。</p> <p>・群馬県においては、代表端末の設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。</p>	
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。</p> <p>・群馬県においては業務端末等でウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行う。また、庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。</p>	
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には、住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。また、市町村CSとの整合処理を定期的の実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は住民基本台帳法施行令第30条の6に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。</p> <p>・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊を行うとともに磁気ディスク管理簿を作成しその記録を残す。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に1回、チェックシートを活用して、自己点検を実施している。点検結果を踏まえて、手順や運用方法を改善する。
②監査	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	操作ログの監視や自己点検の結果に基づき、取扱いに不適切な事項等がある場合には、適宜現地監査を実施する。監査結果を踏まえて、手順や運用方法を改善する。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	住民基本台帳ネットワークシステム関係職員に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。
3. その他のリスク対策	
—	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 ・群馬県総務部市町村課行政係(電話番号 027-226-2212) ・群馬県生活文化スポーツ部県民センター情報公開係(電話番号 027-226-2270)
②請求方法	群馬県個人情報保護条例施行規則に規定された、開示請求書、訂正請求書、利用停止請求書に必要な事項を記入し、本人であることを証明する書類を持参の上、①の請求先に提出する。
特記事項	③の手数料等については減免の制度あり。
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示の方法で「写しの交付」を選択した場合は複写費用がかかる。 )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	群馬県総務部市町村課行政係 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話番号 027-226-2212
②対応方法	問合わせの受付時に記票し、対応内容を記録に残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	群馬県の県民意見提出制度により、評価書案に対する意見募集を以下の方法で公表し、郵送、FAX、電子メール等の手段により県民からの意見を受け付ける。  (公表方法) ・県ホームページへの掲載 ・県民センター、各行政県税事務所及び市町村課における閲覧及び配付
②実施日・期間	令和2年3月13日(金)～令和2年4月13日(月)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	群馬県個人情報保護条例第32条第2項に基づく、群馬県個人情報保護審議会への諮問による。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 基本情報 - 7. 評価実施機関における担当部署 - ②所属長の役職名	市町村課長 松本 博崇	課長	事後	様式の改正に伴う変更
令和1年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 - 2. 基本情報 - ⑤保有開始日	平成27年7月予定	平成27年7月	事後	時点修正
	表紙 - 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 - 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該システムは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視している。</li> <li>・生体(手の平静脈)認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録をされている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっている。</li> <li>・利用者がシステムを利用した際に履歴が残る仕組みとなっており、当該履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っている。</li> <li>・当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態にしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、市町村からの住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視している。</li> <li>・当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態にしている。</li> <li>・生体(手の平静脈)認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録をされている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっている。</li> <li>・システム利用者には、住基法に基づく守秘義務を課すとともに、システムの操作履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っている。</li> </ul>	事後	住基ネットの概要及び住基法に基づくシステム利用者の守秘義務(住基法第35条)の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 — 5. 個人番号の利用 — 法令上の根拠	<p>住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)</li> <li>・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の15(本人確認情報の利用)</li> <li>・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)</li> <li>・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)</li> </ul>	<p>住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)</li> <li>・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の15(本人確認情報の利用)</li> <li>・第30条の22(市町村間の連絡調整等)</li> <li>・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)</li> <li>・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)</li> </ul>	事後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴い、施行時点の記載を削除</li> <li>・法第30条の22(住基ネットの機能「本人確認情報整合」の根拠)を追記</li> </ul>
	(別添1)事業の内容(備考) — 3. 本人確認情報の開示に関する事務	3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。	3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	特定個人情報を含まない手続きであることを明記
	II 特定個人情報ファイルの概要 — 2. 基本情報 — ⑤保有開始日	平成27年7月	平成27年7月8日	事後	具体的な日付に修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - 3. 特定個人情報の入手・使用 - ⑨使用開始日	平成27年6月1日	平成27年7月8日	事後	保有開始日にあわせて修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) - 提供・移転の有無	提供を行っている 3件 移転を行っている 1件	提供を行っている 4件 移転を行っている 1件	事後	提供先(群馬県内の市町村の執行機関(住基条例に基づく協定締結市町村のみ))を追加
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) - 提供先2 - ① 法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)	・住基法第30条の15第2項第1号(本人確認情報の利用) ・住基法第30条の15第2項第2号(本人確認情報の利用)及び群馬県住民基本台帳法施行条例(以下「住基条例」という。)第5条(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)	事後	住基条例に基づく利用事務について追記
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) - 提供先2 - ② 提供先における用途	住基法別表第6に掲げる、自都道府県その他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	住基法別表第6に掲げる、自都道府県その他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。 ・住基条例別表第3に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事後	住基条例に基づく利用事務について追記
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) - 提供先2 - ⑥ 提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)フラッシュメモリ 紙 その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	住基条例規則に基づく修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) - 提供先4	-	「群馬県内の市町村の執行機関(住基条例に基づく協定締結市町村のみ)」を新規追加	事後	住基条例に基づく市町村の利用事務について追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 — 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) — 移転先1 — ① 法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基法第30条の15第1項第1号(本人確認情報の利用)</li> <li>・住基法第30条の15第1項第2号(本人確認情報の利用)及び住基条例第4条(本人確認情報の利用に係る事務)</li> </ul>	事後	住基条例に基づく利用事務について追記
	II 特定個人情報ファイルの概要 — 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) — 移転先1 — ② 提供先における用途	住基法別表第5に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基法別表第5に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。</li> <li>・住基条例別表第2に掲げる、群馬県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。</li> </ul>	事後	住基条例に基づく利用事務について追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月5日	II 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	<p>都道府県知事保存本人確認情報ファイル</p> <p>1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番</p>	<p>都道府県知事保存本人確認情報ファイル</p> <p>1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番</p>	事後	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月1日政令第152号)が公布されたことによる項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 情報保護管理体制の確認	委託内容に応じて、必要な社会的信用と能力を確認し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託内容に応じて、必要な社会的信用と能力を確認し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。</li> <li>(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)</li> <li>・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施及び集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。</li> <li>・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき、平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。</li> <li>・そのため委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。</li> </ul>	事後	地方公共団体情報システム機構に関する事項を追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 — 具体的な制限方法</p>	<p>・委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象としており、委託先には、特定個人情報ファイルの閲覧・更新権限を与えていない。          ・操作履歴により、不正な使用がないことを確認する。</p>	<p>・委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象としており、委託先には、特定個人情報ファイルの閲覧・更新権限を与えていない。          ・操作履歴により、不正な使用がないことを確認する。          ・作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。</p> <p>(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)          ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を与えていない。          ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。          ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</p>	<p>事後</p>	<p>・委託再業者の名簿提出に関する事項を追記          ・地方公共団体情報システム機構に関する事項を追記</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 — 具体的な方法</p>	<p>・契約書等に基づき、委託業務が適切に実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。          ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。</p>	<p>・契約書等に基づき、委託業務が適切に実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。          ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。          (都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)          ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため、特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。          ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。          ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は、特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。          ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告」について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。</p>	<p>事後</p>	<p>地方公共団体情報システム機構に関する事項を追記</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 特定個人情報の提供ルール — 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・契約の中で、委託先から他者への特定個人情報の提供を禁止している。          ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱い記録を残す。</p>	<p>・契約の中で、委託先から他者への特定個人情報の提供を禁止している。          ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱い記録を残す。          (都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)          ・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。          ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。          ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。</p>		<p>地方公共団体情報システム機構に関する事項を追記</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 — 特定個人情報の消去ルール — ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>契約の中で個人情報の廃棄について規定し、委託先に順守させている。          ・個人情報が記録された媒体等を廃棄する場合は、記録されている情報が判読できないように、物理的破壊、裁断又は溶解を行うこととしている。          ・廃棄した場合は、その旨の報告書を提出することとしている。</p>	<p>契約の中で個人情報の廃棄について規定し、委託先に順守させている。          ・個人情報が記録された媒体等を廃棄する場合は、記録されている情報が判読できないように、物理的破壊、裁断又は溶解を行うこととしている。          ・廃棄した場合は、その旨の報告書を提出することとしている。</p> <p>(都道府県サーバの運用及び監視に関する業務)          ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。          ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することとしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定している。          ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。</p>	事後	地方公共団体情報システム機構に関する事項を追記